

新山梨方式
対応新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための
子育て家庭休業助成金について
(ひとり親世帯・市町村民税非課税世帯が対象です)

新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、①学校等の休校等により登校等ができない子どもの対応や、②「新山梨方式」による子どもの検査への対応のため休業を余儀なくされた保護者に対し、休業に伴う収入減の一部を補填するための助成制度です。

助成対象者

次の(1)から(4)までの全てに該当し、①または②に該当する者に対して、助成します。

- (1) 市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯
 - (2) 山梨県内に住所を有する者
 - (3) 労働基準法第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
 - ☞ 事業所から賃金をもらって働いている方や自営業者を言います。アルバイトやパートの方も対象となります。
 - (4) 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない者又は得ない者
 - ☞ 土曜日、日曜日や祝日など元々休みの日は助成対象外となります。
 - ☞ 定休日、年次有給休暇、特別有給休暇、休業手当等の対象日は、助成対象外となります。
- ① 適用日時点で、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校(3年生以下)又は特別支援学級・特別支援学校等に通う子どもを持つ保護者(ただし、休校等の要請により登校をしなかったことに伴い、子どもの世話をを行うため休業された方)
- ☞ 国の助成金制度【小学校休業等対応助成金と同支援金】を活用する場合は、この助成金の申請はできません。まずは、勤務先にご確認ください。勤務先が応じない場合や相談しづらい場合は、個人申請も可能です。申請の前に、制度の詳細をホームページ等でご確認ください(対象は、保育所、小学校、特別支援学校等です。)
- ② 適用日時点で、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等に通う子どもを持つ保護者(ただし、「新山梨方式」による子どもの検査への対応のため休業された方)

助成内容

- ◇ 支給する助成金の額は、休業した日、一世帯につき一日 4,000 円です。
- ◇ ただし、上記②に該当する場合は、休業した日、一日に限り 4,000 円です。
- ◇ 適用期間は令和4年2月28日からです。

申請の方法

- ◇ 助成金請求書(様式第1号)に必要書類を添付し、対象となる日が属する月の翌月末までに子ども福祉課あて郵送してください。☞ 例えば3月中の休業であれば、4月末までに提出。
- ◇ 助成金請求書等の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/coronavirus_joseikin-newymns.html

問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県子育て支援局子ども福祉課
 電話:055-223-1459(受付時間:平日 8:30~17:15) FAX:055-223-1509
 E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

助成金の申請に必要な書類

◎**助成金請求書**（様式第1号）に次の**該当する書類を添付**して提出してください。

番号	添付書類	ひとり親世帯		ひとり親以外	備考
		児童扶養手当 受給資格者	左記以外の ひとり親世帯の者	市町村民税 非課税世帯の者	
1	誓約書（様式第1号の1）	○	○	○	原本
2	就労証明書（様式第1号の2）（様式第1号の3） ・要綱第2条（4）の労働基準法の適用を受ける労働者に該当する者	○	○	○	原本
3	就労申立書（様式第1号の4）（様式第1号の5） ・要綱第2条（4）の事業活動を行う個人事業主に該当する者（直近の確定申告書の写し等を添付）	○	○	○	原本
4	振込先の記載がある通帳等の写し	○	○	○	写し
5	次のいずれかの書類 ・児童扶養手当受給者証 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・ひとり親医療費助成金受給資格者証 等	※1 ○		※2、※3	写し
6	住民票謄本		○	○	原本
7	世帯全員の市町村民税非課税証明書 （18歳以上の方全員。ただし、高校生を除く）		※4	○	原本
8	戸籍謄本		○		原本
9	保育所、小学校等からの臨時休校等のお知らせ （可能な限り提出してください。）	○	○	○	
10	その他知事が必要と認める書類		○		

※1 番号5の書類を添付できない場合は、※2と同様の取扱いをします。委任状兼請求（申請）書を提出してください。

※2 番号6～8の書類は、事務手続きの負担軽減及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委任状兼請求（申請）書を提出いただき、県が代理で請求受領いたします。

なお、証明手数料は、県内全市町村で免除の対象となります（県内市町村のみの対応）。

※3 番号6～8の書類が県内市町村になく、自身で取得する場合、請求時点で3ヶ月内の発行日であること。

※4 戸籍謄本及び住民票では、ひとり親世帯を証明できない場合は、個別にご相談ください。

申請書郵送先

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県子ども福祉課